

第70回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成24年6月6日（水）14:00～15:30

2. 場所

金沢市役所7階 全員協議会室

3. 出席委員

- | | |
|---------|-----------------|
| ①学識経験者 | (各50音順) |
| 池本 良子 | 金沢大学教授 |
| 坂本 英之 | 金沢美術工芸大学教授 |
| 高山 純一 | 金沢大学教授 |
| 中村 明子 | 弁護士 |
| 眞鍋 知子 | 金沢大学准教授 |
| 森 俊偉 | 金沢工業大学教授 |
| ②市議会議員 | |
| 宮崎 雅人 | 金沢市議会副議長 |
| 下沢 広伸 | 金沢市議会総務常任委員長 |
| 新村 誠一 | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
| ③関係行政機関 | |
| 鈴木 研司 | 石川県土木部長（代理） |
| 水野 裕志 | 石川県農林水産部長（代理） |
| 毛利 哲朗 | 石川県警察本部交通部長（代理） |
| ④市民 | |
| 西野 茂 | 金沢市町会連合会副会長 |
| 能木場 由紀子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会長 |

○司会

定刻となりましたので、只今より、第70回金沢市都市計画審議会を開会いたします。
本日の都市計画審議会では計画案件3件をお諮りいたしますので十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の堂菌が一言、挨拶を申し上げます。

○堂菌局長

都市整備局長の堂菌でございます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
今日の都市計画審議会は委員改選後初めての審議会でございます。本市の都市計画審議会は平成6年に設置されまして、都市計画決定に関する調査審議のほか、都市計画に関連のある重要事項についてご審議いただいております。これらの審議を通じまして、本市の良好で開かれた都市計画行政の推進に努めているところでございます。

さて、都市計画事業におきましては、昨年度ご審議頂きました海側幹線や米泉町10丁目のJT跡地における都市計画道路の事業着工など順調に進めております。また現在事業中の金沢駅西口広場整備においても、平成26年度の新幹線開業に向けて、順調に進んでおります。

本日の都市計画審議会の審議案件は計画案件3件でございます。民間開発地区での地区計画の決定が2件、野々市市とを繋ぐ都市計画道路の変更が1件となります。ご審議のほどどうかよろしくお願い致します。

○司会

今回は、委員の改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

金沢大学教授 池本良子（いけもと りょうこ）委員でございます。

金沢美術工芸大学教授 坂本英之（さかもと ひでゆき）委員でございます。

弁護士の中村明子（なかむら あきこ）委員でございます。

金沢大学准教授 眞鍋知子（まなべ ともこ）委員でございます。

金沢工業大学教授 森 俊偉（もり としひで）委員でございます。

金沢市議会副議長 宮崎 雅人（みやざき まさと）委員でございます。

金沢市議会総務常任委員長 下沢広伸（しもざわ ひろのぶ）委員でございます。

金沢市議会建設企業常任委員長 新村誠一（しんむら せいいち）委員でございます。

石川県土木部長 鈴木研司（すずき けんじ）委員でございますが、今日は代理で宮田都市計画課長にご出席して頂いております。

石川県農林水産部長 水野裕志（みずの ひろし）委員でございますが、同じく石川経営対策課長補佐にご出席して頂いております。

石川県警察本部交通部長 毛利哲朗（もうり てつろう）委員でございますが、同じく三島交通規制課長にご出席して頂いております。

金沢市町会連合会副会長 西野茂（にし の しげる）委員でございます。

金沢市校下婦人会連絡協議会長 能木場由紀子（のきば ゆきこ）委員でございます。

なお、金沢大学教授 高山 純一（たかやま じゅんいち）委員については、遅れて来られるとの報告を聞いております。

また、金沢市農業委員会会長 朝倉忍（あさくら しのぶ）委員、金沢学院短期大学教授 河内久美子（こうち くみこ）委員、金沢商工会議所常務理事 高橋一光（たかはし かずみつ）委員、石川県消費生活支援センター所長 浜田憲一（はまだ けんいち）委員、金沢経済同友会理事 半田 隆彦（はんだ たかひこ）委員、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 有野充朗（ありの みつお）委員におかれましては、所用のため欠席と聞いております。

どうぞよろしく願いいたします。

次に、改選にともない会長の選任に移らさせていただきます。会長は、金沢市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験を有する委員の中から互選により選任することになっております。このことについて、委員の皆様のなかで、ご意見のある方はお願いします。

○A委員

事務局の方で何かお考えはあるのでしょうか。

○司会

事務局と致しましては、改選前に会長職であられた森委員を会長に推薦したいと思っておりますがいかがでしょうか。

○全委員

異議なし

○司会

ありがとうございます。異議なしということですので、森委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、森会長、議長席へお移り下さい。

それでは、金沢市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

会長よろしく願いいたします。

●会長

ただいま、議長に選任いただきました森です。改めまして、よろしく願いいたします。

金沢市は個性豊かで、主体性のある都市ということで、いろいろな意味で頑張っている都市と思っております。今後さらに良い都市にしていくように努めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いします。

それでは、議事に入ります前に、事務局の報告によりまして、只今、委員20名のうち13名が出席しておりますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照

らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。

今回は、中村委員、眞鍋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、「議案第334号 金沢都市計画 地区計画の決定（サンシャイン南森本Ⅱ地区）」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第334号「金沢都市計画 サンシャイン南森本Ⅱ地区 地区計画」の決定についてご説明します。

お手元の議案書は、2ページから7ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、位置の確認です。議案書5ページをご覧下さい。

こちらが、JR森本駅になります。こちらが森本野々市線、国道8号線になります。そして、こちらが外環状道路、海側幹線になります。こちらの、赤線で囲まれた部分が本案件の「サンシャイン南森本Ⅱ地区の地区計画区域」で面積は1.0haです。

こちらの区域は、民間事業者の開発行為により現在造成工事中であります。今回、開発面積が1ha以上のため、金沢市開発指導基準に基づき地区計画を義務づけたものであります。

また、この名称についてですが、こちらの青線で囲まれた部分が、平成11年11月11日に都市計画決定されました、「南森本・塚崎地区地区計画」であり、通称「サンシャイン南森本地区」と呼ばれています。今回、同一事業者、そして、町名も同じ南森本ということで、このような名称となっております。

拡大した計画図であります。議案書は6ページをご覧下さい。

こちらの赤色で塗られた部分が地区計画区域になります。用途地域は工業地域であります。

サンシャイン南森本Ⅱ地区地区計画の目標としましては、周辺環境との調和に努め、低層の住宅を誘導し、良好な住環境の創出を図ることを目標としています。

こちらが、土地利用図になります。議案書は7ページをご覧下さい。

赤線で囲まれた区域が地区計画区域となります。桃色の部分は道路、黄色の部分は宅地で42区画、緑色の部分は公園、そして、茶色の部分は避難通路となります。

次に、地区整備計画についてご説明いたします。議案書は2ページから3ページになりますので、お戻り下さい。

まず、始めに議案書2ページの中ほど、建築物等の用途の制限からご説明します。

建築物の用途の制限といたしまして、まず、建築基準法における用途地域は工業地域であります。次に掲げる用途以外の建築物は建築してはならないことを規定しております。

専用住宅、兼用住宅、建築基準法施行令第130条の3に規定するものに限りません。具体的には、延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供し、かつ、50㎡以下の事務所、日用品の販売を目的とする店舗、学習塾などがあります。

そして、共同住宅、診療所又は集会所、公益上必要があると市長が認めるもの、また、これらの建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので、床

面積の合計が 50 m²以内のもの、これらの用途以外は建築することができません。

次に、建築物の敷地面積の最低限度ですが、敷地の細分化を防ぐとともに、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保など良好な環境を保全するため、敷地面積の最低限度を 150 m² (約 4.5 坪) とします。

ただし、地区計画の都市計画決定時に、既に上記面積未満の敷地となっている場合は、この限りでないものとします。

また、壁面の位置の制限ですが、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地、公園、通路、農道の境界線までの距離の最低限度は 0.8 m とします。

ただし、道路境界線または隣地境界線からの壁面後退部分に係る床面積の合計が 5 m² 以内であり、かつ、軒の高さが 3 m 以下の独立した車庫については適用しないこととします。

次に、建築物等の高さの最高限度について説明します。議案書は 3 ページをご覧ください。

高すぎる建築物は、落ち着いたまちなみの景観を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、圧迫感をもたらすことがあります。このために建築物等の高さを地区の特性にあった高さにします。画面左の図は、現在の高度地区を表したものですが、この地区は 15 m の高度地区が規定されていますが、今回、地区計画の制限により、画面右のとおり 12 m の高さに規定します。

次に、建築物等の形態又は意匠の制限ですが、建築物等の色彩は、別表に掲げるものとし、外壁はグレー、茶等落ち着いた色調とします。屋根の色彩は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑、濃紺とします。下の色の表は、屋根と外壁の色見本になります。緑で囲まれた部分が屋根、赤で囲まれた部分が外壁で使用できる色の範囲となります。

屋外広告物につきましては、まず、色彩、装飾、大きさ等により美観風致をそこなわず、景観形成上支障がないもので、次に掲げるものとします。

自己用に限り、表示面を含め壁面後退部分に設置できません。建築物等の屋根面及び屋上に設置できません。点滅照明及び可変表示装置は利用できません。また、独立広告物の上端は 4 m 以下とします。

最後に、垣又は柵の構造の制限ですが、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、植栽又は高さが 1.5 m 以下の透過性のフェンスとします。レンガ、タイル、ブロック、石等によるものは、高さが 0.6 m 以下のものとします。また、石等と生け垣、植栽又は透過性のフェンスを組み合わせたものは、組み合わせ高さを 1.5 m 以下とします。

なお、平成 24 年 5 月 11 日から平成 24 年 5 月 25 日までの 2 週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●B 委員

郊外での宅地開発ということに対する考えを聞かせてください。

○事務局

まず、マスタープランでは、今後、市街化区域の拡大は原則行わないとしています。

これは、郊外の中でも市街化調整区域については、宅地開発による市街化区域への編入は原則行わないという方針はありますが、市街化区域については、未利用地がたくさんあります。その未利用地を有効活用するということで、今回は郊外とはいえ市街化区域内での開発ということ、そして、この場所は、元々違う土地利用がされていましたが、住宅地に変更するということですので、無秩序に郊外宅地を開発するものではないと考えています。

●B委員

人口の増加傾向や中心市街地の課題があるなかで、その辺りの兼ね合いを考えると、バランスを取った方策が必要ではないかと思います。

○事務局

確かに、市街化区域の中でも開発を行うのが是か非かというような地区もあると認識しています。そのような場所、市街化区域を市街化調整区域に戻す、逆線引きという手法により、市街化調整区域に変更し、開発をしないでおこうという区域を定めることができますが、それは非常に慎重に行う必要があると認識しています。人口が減少していく中で、土地利用につきましても、そのような検討を行う必要があると認識していますが、今回の場所は市街化区域の端になりますが、地区計画により良好な住宅地になるということであれば問題ないと考えています。

●C委員

開発行為により調整池を設ける必要はないのですか。また、雨水排水の流出量、経路について、他の地区への影響はないのですか。

○事務局

調整池につきましては、現在、当該敷地の東側にパチンコ店がありますが、土地所有者は同一人物でした。元々は、これらの敷地の中央にパチンコ店が建っており、調整池は敷地の西側にありましたが、数年前に一度取り壊し現在の位置に建て替えが行われました。今回、宅地化に伴い無くなってしまふ既存の調整池を、パチンコ店の駐車場の勾配を改良し調整池を設けることとなります。

雨水の流出量につきましては、従前は、駐車場としてアスファルトの流出係数で計算しておりましたが、今回は住宅地そして、公園等もあるので流出量は減少することになるため影響は無いものと考えています。

●B委員

議案書2ページの「壁面の位置の制限」に「境界線までの距離の最低限度は、0.8mとする」とありますが、雪のことを考えるとこの値はどうかと思います。また、この後説明がある議案書8ページの「松村フレッシュタウン地区」では「1m」となっているので、この辺の違いについてどのように考えているのでしょうか。

○事務局

地区計画を定める時には1mというお願いをしていますし、場所によっては道路か

ら1.5mという指導を行っていますが、開発事業者や地権者が「1mは厳しい」と言われると、法的根拠が無いためこれ以上強い指導ができない現状をご理解願います。また、壁面後退の他に敷地面積の最低限度につきましても今回は150㎡となっていますが、協議の段階では155㎡、165㎡というような指導を行っていますが、最終的には地権者の同意が必要になるため、このようになる現状をご理解願います。

●D委員

「建築物等の高さの最高限度」についてですが、高度地区1.5mに対し低層な住宅を誘導するため1.2mに規定するとありますが、この地区周辺についても今後考えていくのか、それとも全体的に考えていくのでしょうか。また、この後説明のある「松村フレッシュタウン地区」は1.0mと規定されています。場所は異なりますが、方向性として金沢市全体の構想を聞かせていただきたい。

○事務局

金沢市内は現在高度地区を設定していますが、設定に当たっては用途地域の種類によって定めています。この地区は工業地域ということで1.5mの高度地区が設定されていますが、住宅地にする、すなわち住居系にするということで1.2mとしています。松村地区1.0mとの違いについては、3階建てを許容するかしないかの違いであり、住民のみなさんの考え方の違いです。

●D委員

地域の方の意見を反映していることで地域的な温度差を感じますが、まちづくりのコンセプトからして、今後この地区の周辺で同様な開発があった場合は1.2mとするというふうに認識すればいいのですか。

○事務局

この地区周辺の高度地区1.5mのみを変更することはありません。この地区の周辺住民のみなさんの要望により、地区計画で1.2mと定めることは可能です。同様に、住居系の用途地域にしたいという要望があれば、用途地域を変更し、その用途地域に見合った高度地区に変更することは可能です。

●E委員

「建築物等の用途の制限」の中に「(4) 公益上必要があると市長が認めるもの」とありますが、これまでに認めた事例の有無や、どのような施設が想定されているのでしょうか。

○事務局

今までに公益上必要がるとして認めた事例はありません。想定される施設としては、公民館、集会所等があげられます。

●会長

開発行為により造成される道路が袋小路状の形態をしていますが、周辺の道路との

関係について説明願います。

○事務局

計画地の北側には幅員 4 m から 5 m の農道があり、国道 8 号線からのアクセスも可能となっております。また、南西には、建築基準法に基づく幅員 5.5 m 弱の位置指定道路があり、今回の開発行為の道路と接続されています。

●会長

それでは、いくつかの意見はありましたが、私の方から、この場所は工業地域ということで法規的にかなり緩い地域となっております。工業系の用途のものと住まいの空間が混在していくことが、必ずしも良いことだとは言えません。世の中の状況が厳しい中で、このようなボリュームのある敷地を住宅地として使いたいということが今後起きるのではないかとということが危惧されますが、今回は地区計画により混在しないようにするという考えに至ったと思われまます。このような事例が起きやすい現状において今後は、意見にもあった高さの問題や壁面の位置の問題等について、地区計画としての縛りを住宅地として相応しいものとするよう一層の努力をお願いします。以上、これらの意見を今後の参考意見にするということで、本案件通り答申したいと思いません。

●会長

続きまして、「議案第 335 号 金沢都市計画 地区計画の決定（松村フレッシュタウン地区）」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第 335 号「金沢都市計画 松村フレッシュタウン地区 地区計画」の決定についてご説明します。

お手元の議案書は、8 ページから 13 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、位置の確認です。議案書 11 ページをご覧ください。

こちらが、石川県庁になります。こちらが森本野々市線、国道 8 号線、そして、こちらが外環状道路、海側幹線になります。こちら、観音堂上辰巳線に面した、こちらの、赤線で囲まれた部分が本案件の「松村フレッシュタウン地区の地区計画区域」で面積は 2.3 ha です。

こちらの区域は、民間事業者の開発行為により平成 3 年に造成され、建築基準法に基づく建築協定区域に指定されており、建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面後退などの制限がありました。この建築協定は平成 3 年に締結されましたが、昨年 12 月 13 日の期限切れに伴い、今回地区計画区域に移行するものであります。

拡大した計画図であります。議案書は 12 ページをご覧ください。

こちらの赤線で囲まれた部分が地区計画区域になります。用途地域は第一種中高層住居専用地域と一部工業地域であります。こちらの、公園の部分が工業地域であります。

画面左が、従前の建築協定区域図、画面右が地区計画区域図であります。こちらの部分は、今回の地区計画の移行に併せて追加されます。

松村フレッシュタウン地区地区計画の目標としましては、既に形成されている良好な住環境を維持・保全し、さらに緑豊かな潤いある市街地の形成を図ることを目標と

しています。また、地区の細区分といたしまして、こちらの青色の部分が「住宅地区A」、桃色の部分が「住宅地区B」、そして、緑色の部分が「住宅地区C」となります。

こちらが、土地利用図になります。議案書は13ページをご覧ください。

赤線で囲まれた区域が地区計画区域となります。桃色の部分は道路、黄色の部分は宅地、緑色の部分は公園となります。

次に、地区整備計画についてご説明いたします。議案書は8ページから9ページになりますので、お戻り下さい。

まず、始めに議案書8ページの中ほど、建築物等の用途の制限からご説明します。

建築物の用途の制限といたしまして、まず、建築基準法における用途地域は第一種中高層住居専用地域と一部工業地域であります。地区の区分に応じて、それぞれ次に掲げる用途以外の建築物は建築してはならないことを規定しております。

まず、「住宅地区A」ですが、長屋を除く専用住宅以外は建築することができません。

次に「住宅地区B」ですが、長屋を除く専用住宅、建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げる兼用住宅、具体的には、延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供し、かつ、50㎡以下の事務所、日用品の販売を目的とする店舗、学習塾などがあります。これらの用途以外は建築することができません。ただし、住宅地区Cの土地と一体の土地利用に供する場合に限り、長屋、共同住宅、寄宿舎、診療所については建築することができます。

次に「住宅地区C」ですが、住宅地区B同様、専用住宅、建築基準法別表第2(イ)項第2号に掲げる兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、診療所、これらの用途以外は建築することができません。

次に、建築物の敷地面積の最低限度ですが、従前の建築協定では敷地面積の最低限度を150㎡としていましたが、今回地区計画では、敷地面積の最低限度を140㎡(約42坪)とします。

こちらの図は従前の建築協定の区域図になりますが、今回地区計画の移行に併せて追加される区域のうち、青線の宅地につきましては、現在一筆で578㎡ありますが、将来点線のように4つの宅地に分割すると、一筆当たり150㎡未満となります。また、赤線の宅地7筆につきましては、150㎡未満となっております。これらの理由により、敷地面積の最低限度を140㎡といたします。

次に、壁面の位置の制限ですが、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度は1.0mとします。

ただし、50㎡以下の自動車車庫、別棟の附属建築物や屋外とみなされる玄関ポーチで、道路境界線及び隣地境界線から0.5m以上離れているもの、屋外とみなされる車いすの利用に供するスロープ、これらについては適用しないこととします。

次に、建築物等の高さの最高限度について説明します。

高すぎる建築物は、落ち着いたまちなみの景観を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、圧迫感をもたらすことがあります。このために建築物等の高さを地区の特性にあった高さにします。画面左の図は、現在の高度地区を表したものですが、この地区は25m、20m、15mの高度地区が規定されています。今回、地区計画の制限により、画面右のとおり10mの高さに規定します。なお、従前の建築協定についても10mの高さ制限となっております。

次に、建築物等の形態又は意匠の制限について説明します。議案書は9ページをご覧ください。

建築物等の色彩は、別表に掲げるものとし、外壁はグレー、茶等落ち着いた色調とします。屋根の色彩は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑、濃紺とします。下の色の表は、

屋根と外壁の色見本になります。緑で囲まれた部分が屋根、赤で囲まれた部分が外壁で使用できる色の範囲となります。

屋外広告物等につきましては、まず、屋外広告物を設置する場合は、自家用とし、屋根面及び屋上に設置できません。また、建築物や工作物の地盤面の高さは、道路境界線の部分の高さから0.3m以下とします。

最後に垣又は柵の構造の制限ですが、道路又は隣地に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンスとします。

なお、平成24年5月11日から平成24年5月25日までの2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●会長

議案書8ページの「建築物等の用途の制限」のうち、住宅地区Bの「住宅地区C地区の土地と一体の土地利用に供する場合に限り長屋、共同住宅、寄宿舎、診療所ができる」とありますが、現状として可能性があるのは、今回追加される区域の1カ所だけですか。

○事務局

この1カ所は緑色の住宅地区Cと桃色の住宅地区Bにまたがっていますので、一体利用がされる場合は、共同住宅、寄宿舎等が建築可能となります。現在も未利用地となっていますので可能性はあると思います。

また、すでに建ち並んでいる観音堂上辰巳線に面した住宅地区Cについて、将来住宅地区Bと一体で利用する場合を想定してこのような制限を設けています。

●B委員

用途地域に合わせる形で地区を三つに分けそれぞれの基準を定める必要があるのでしょうか。

○事務局

用途地域は公園部分の工業地域を除いて全て第一種中高層住居専用地域です。地区の区分につきましては、建築協定の区分を反映しています。

また、当地区は観音堂上辰巳線という幹線道路に面しているため、面している街区と背後の街区との土地利用の方針を分けています。

●F委員

「壁面の位置の制限」の適用除外項目について、見慣れない項目がありますが、これは現状にこういうものがあるからですか。例えば玄関のポーチ、倉庫、スロープなど。

○事務局

内容につきましては、建築協定の内容を反映しています。倉庫につきましては、基礎があれば建築物とみなしています。

ポーチにつきましても、建築物ではありませんが、建築協定の内容を反映していません。

●F委員

他の地区、例えば先ほどの南森本地区でもこのような制限を設けることができるのですか。

○事務局

南森本地区で例えますと、屋外とみなされるポーチであれば0.8m後退する必要はありません。ただし、道路に面して設ける場合は、高さ0.6m以下とする必要があります。

また、スロープにつきましては、団地ができて20年経過しており、高齢化に伴い玄関ポーチにスロープを設けることを想定して適用除外としています。

●F委員

要するにスロープは建築物で、壁面とみなされるということですか。

○事務局

壁面ではありませんが、先ほども申しあげましたがこの地区は平成3年に建築協定が締結され、その中で玄関ポーチは0.5m後退という制限がありました。今回、地区計画の移行によりこの制限を無くしてしまうと、将来新しく入ってくる方が後退しない可能性があるため、この制限を地区計画にも設けました。

●会長

建築協定は場所にもよりますが、細かな規定を設けている所もあればそうでない所もあります。そういう意味では、この地区は壁面後退について細かな規定を設けていたということになりますね。

●会長

それでは、特に強い意見も無かったようですので、本案件通り答申したいと思えます。

●会長

続きまして、「議案第336号 金沢都市計画 道路の変更」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第336号金沢都市計画 道路の変更についてご説明します。

お手元の議案書、14ページから16ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、位置の確認です。議案書は15ページとなります。

金沢市の南部方面になります。こちらが山側環状道路です。こちらが北鉄石川線。今回変更する道路は、北鉄四十万駅の南側、有松四十万線から野々市市方向に伸びる3・5・17号 四十万安養寺線でございます。

昭和61年2月28日に四十万新庄線として都市計画決定された道路幅員13m、延長720mの道路です。今回、終点を延伸し、四十万安養寺線と名称変更、延長も720mから980mに延伸します。

変更概要について説明いたします。こちらのスクリーンをご覧下さい。

黒い2点鎖線は行政界を表しています。当初計画決定時は、赤線のように有松四十万線との交差点を始点とし、野々市市新庄1丁目を終点とした延長720mの道路でした。

今回、白山市曾谷町土地区画整理事業内において施行される都市計画道路との接続や、金沢、野々市、白山3市の広域的な道路ネットワークの構築を目的とし、この図のように、線形を変更するとともに終点を国道157号まで延伸します。

しかし、この道路は金沢、野々市、白山の行政界を通ります。白山市域は白山都市計画、そして金沢市と野々市市域は金沢都市計画となっておりますので、こちら側が白山都市計画、そしてこちらが金沢都市計画で道路変更の決定をすることになります。

こちらが計画図です。先ほど述べたように、金沢都市計画区域内の変更となりますので、この図のように道路の終点が野々市市と白山市の行政界である新庄2丁目となります。また白山市曾谷町の土地区画整理事業からの道路の接続による線形の変更により青色部分が削除されます。道路幅員は有松四十万線から県道野々市鶴来線までは幅員13m、野々市鶴来線から西側については15mとなります。また、画面の表では幅員13mとなっておりますが、都市計画決定上は代表幅員を表していますので、そのまま13mとなります。

なお、金沢市域である延長520m区間においては、四十万南土地区画整理事業により幅員13mで道路の築造が完了しておりますので、今回の変更は野々市市域のみの変更ということになります。

変更概要を表にまとめたものです。名称の変更、終点の延伸、延長の増、交差点の増の変更です。

現況写真です。今回変更する区間を、金沢市方面に向かって取った写真です。赤く塗られた範囲が道路築造される想定範囲でございます。こちらが、金沢市内です。先ほど述べたように土地区画整理事業により道路整備は完了しております。右側の写真のガードレールから奥が、野々市市域となります。

なお、平成24年5月11日から平成24年5月25日までの2週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●G委員

野々市市内は未整備とのことですが、こちらは、街路事業ですか。それとも土地区

画整理事業で行う予定ですか。

○事務局

街路事業です。

●G委員

線形はあまり好ましくない形ですが、このような線形になった理由を聞かせてください。

○事務局

金沢市から野々市市を通り、白山市の国道157号まで繋げたいということでありまして、今回削除される青色の区域の先には病院が建っており、その先には送電線の鉄塔があります。これらの理由により、このような線形になってしまいます。また、この曲線につきましては、道路構造令の基準をクリアしており、警察との協議も終わっています。

●G委員

クロソイドは入っているのですか。

○事務局

はい。入っています。

●会長

曲線部の敷地の現状は畑ですか。

○事務局

野々市市側は市街化調整区域で、現状は田です。

●D委員

今回削除される青色の部分は、道路として既に存在しており、それを残すのか、それとも無くしてしまうのですか。また、残すのであれば、青色と赤色が接続する交差点部分はどのような設計になっているのでしょうか。

○事務局

削除される青色につきましては、都市計画決定がされているだけで、道路形態はありません。今回の変更により、都市計画図から削除されます。

●会長

それでは、質問はありましたが特に問題ということはないので、本案件通り答申したいと思います。

●会長

それでは、続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書は17ページから18ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

平成24年2月29日に開催しました、第69回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました、案件につきまして、ご報告させていただきます。

議案第330号「金沢都市計画 道路の変更」(3・3・11号専光寺野田線)につきましては、平成24年4月10日付け石川県告示第192号で決定の告示がなされております。

議案第331号「金沢都市計画 道路の変更」(1・2・1号大河端松任線、1・2・2号森本木越線、3・3・3号木越福増線、3・3・8号東山内灘線、3・3・17号福久木越線)につきましては、平成24年4月20日付け石川県告示第206号で決定の告示がなされております。

議案第326号「金沢都市計画 地区計画の決定」(副都心北部大友地区)及び議案第327号「金沢都市計画 地区計画の決定」(米泉町10丁目地区)につきましては、平成24年4月2日付け金沢市告示第106号で決定の告示がなされております。

議案第323号「金沢都市計画 道路の変更」(3・5・53号米泉町10丁目線、7・6・19号高架側道7号線)及び議案第324号「金沢都市計画 用途地域の変更」(副都心北部大友地区、米泉町10丁目地区)及び議案第325号「金沢都市計画 特別用途地区の変更」(大規模集客施設制限地区)及び議案第328号「金沢都市計画 高度地区の変更」(副都心北部大友地区、米泉町10丁目地区)以上につきましては、平成24年4月2日付け金沢市告示第107号で決定の告示がなされております。

続きまして、議案書18ページをご覧下さい。

議案第329号「金沢都市計画 伝統的建造物群保存地区の決定」(寺町台伝統的建造物群保存地区)につきましては、平成24年4月10日付け金沢市告示第120号で決定の告示がなされております。

議案第322号「金沢都市計画 土地区画整理事業の変更」(副都心北部大友地区)につきましては、平成24年4月23日付け金沢市告示第131号で決定の告示がなされております。

以上が案件結果報告です。

●会長

これで本日諮問がありました、案件については審議が終わりました。委員の皆様から何かご討議頂くような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

●会長

ご意見等無いようですので、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。

○司会

森会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様もご審議いただきありがとうございました。審議いただいた案件については、手続きを進めさせていただきます。

す。

また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思えます。

なお、次回の都市計画審議会は、11月を予定しております。お忙しいこととは存じますがご出席の程よろしく願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。

金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、ここに署名する。

署名委員

署名委員